

## たんの吸引等従事者・事業者登録に関するQ & A

### 認定特定行為業務従事者登録

Q 1. 経過措置対象者としてA利用者に対する口腔内吸引について認定を受け、居宅介護事業所に勤務しているが、同じA利用者に対し胃ろうによる経管栄養を実施する必要が生じた。どのような手続きが必要か。

A 1. 経管栄養は居宅における経過措置として認められていないので、兵庫県介護福祉士会又は登録研修機関が実施する第三号研修を受講し、修了認定を受ける必要がある。その上で、必要書類を添付して県に認定証交付申請書（様式5-2）を提出し、認定証の交付を受けることになる。

なお、特別支援学校において、新たに気管カニューレ内吸引を実施する場合も同様である。

Q 2. 経過措置対象者としてA利用者に対する口腔内吸引について認定を受け、居宅介護事業所に勤務しているが、同じA利用者に対し鼻腔内吸引を実施する必要が生じた。どのような手続きが必要か。

また、B利用者に対して実施する場合はどうか。

A 2. 口腔内吸引・鼻腔内吸引は、共に経過措置として認められているので、県に実地研修受講申出書（参考様式1）を提出の上、A利用者に対して実地研修を実施し、修了認定を受ければよい。

その上で、必要書類を添付して県に認定証更新申請書（様式17-1-2）を提出し、認定証の更新を受けることになる。

B利用者に対して実施する場合も同様であるが、認定証更新申請書ではなく、認定証交付申請書（様式17-2）を提出し、認定証の交付を受けることになる。

なお、特別支援学校において、気管カニューレ内吸引以外の行為を実施する場合も同様である。

Q 3. 経過措置対象者としてA利用者に対する口腔内・鼻腔内吸引の行為について認定を受け、居宅介護事業所に勤務していたが、特別養護老人ホームに異動し、口腔内吸引を実施する必要が生じた。どのような手続きが必要か。

A 3. 経過措置対象者としての認定はA利用者に対してのみ有効であることから、改めて兵庫県介護福祉士会又は登録研修機関が実施する第一号又は二号研修を受講し、修了認定を受ける必要がある。

その上で、必要書類を添付して県に認定証交付申請書（様式5-1）を提出し、認定証の交付を受けることになる。

Q 4. 特別養護老人ホームにおいて、経過措置対象者として認定を受けたが、新たに鼻腔内吸引を実施する必要があるが生じた。どのような手続きが必要か。

A 4. 鼻腔内吸引は特別養護老人ホームにおける経過措置として認められていないので、兵庫県介護福祉士会又は登録研修機関が実施する第一号又は第二号研修を受講し、修了認定を受ける必要がある。

その上で、必要書類を添付して県に認定証交付申請書（様式5-1）を提出し、認定証の交付を受けることになる。

Q 5. 特別養護老人ホームにおいて、経過措置対象者として認定を受けたが、障害者支援施設に異動し、口腔内吸引を実施する必要があるが生じた。どのような手続きが必要か。

また、訪問介護事業所に異動し、口腔内吸引を実施する場合はどうか。

A 5. 特別養護老人ホームにおける経過措置は、「不特定多数の者」に対するものであり、口腔内吸引は認められていることから、新たに研修を受ける必要はない。

訪問介護事業所においても同様である。

Q 6. 平成 23 年度に兵庫県看護協会が実施した研修（特定の者対象）を受講し、A利用者に対して口腔内・鼻腔内吸引の行為について認定を受けた、同じA利用者に対し胃ろうによる経管栄養を実施する必要があるが生じた。どのような手続きが必要か。

また、B利用者に対して実施する場合はどうか。

A 6. 基本研修については修了しているので、新たに受講する必要はない。

県に実地研修受講申出書（参考様式1）を提出の上、A利用者に対して実地研修を実施し、修了認定を受ければよい。

その上で、県に認定証更新申請書（様式17-2-2）を提出し、認定証の更新を受けることになる。

B利用者に対して実施する場合も同様であるが、認定証更新申請書ではなく、認定証交付申請書（様式17-2）を提出し、認定証の交付を受けることになる。

Q 7. 平成 23 年度に兵庫県看護協会が実施した研修（特定の者対象）を受講し、従事者認定を受け、訪問介護事業所で訪問介護員として勤務していた。

このたび特別養護老人ホームに異動し、複数の者に対してたんの吸引等の行為を実施する必要があるが生じた。どのような手続きが必要か。

A 7. 特別養護老人ホームで実施する場合は、新たに兵庫県介護福祉士会又は登録研修機関が実施する第一号又は第二号研修を受講し、修了認定を受ける必要がある。

その上で、必要書類を添付して県に認定証交付申請書（様式5-1）を提出し、認定証の交付を受けることになる。

Q 8. 平成 23 年度に兵庫県看護協会が実施した研修（不特定多数の者対象、気管カニューレ内吸引・経鼻経管栄養を除く）を受講し、従事者認定を受けたが、新たに経鼻経管栄養を実施する必要性が生じた。どのような手続きが必要か。

A 8. 基本研修については修了しているので、新たに受講する必要はない。

気管カニューレ内吸引・経鼻経管栄養に係る実地研修の実施を県へ申し込み、研修修了し、県に認定証更新申請書（様式 17-1-2）を提出し、認定証の更新を受けることになる。

Q 9. 兵庫県看護協会が、平成 23 年度に実施した研修と 24 年度に実施する研修は異なるのか。

A 9. 研修の内容が異なるのものではなく、実施できる特定行為も同じである。

ただし、23 年度研修修了者は、法施行前であることから経過措置対象者とな  
24 年度研修修了者は、第一・二・三号研修修了者となる。

## 登録特定行為事業者登録

Q10. 訪問介護事業所と居宅介護事業所を一体的に運営しており、認定特定行為業務従事者であるX・Y職員が両方の業務に従事している。

事業者登録については、訪問介護・居宅介護両方で行う必要があるのか。  
行う必要がある場合、書類はそれぞれに提出することとなるのか。

A10. 登録申請書（様式1-1）、従事者名簿（様式1-2）、誓約書（様式1-3）及び登録適合書類（様式1-4）については、それぞれ作成し（申請書右上欄外に「訪問介護」又は「居宅介護」と記入のこと）、添付書類は2部用意のうえ、次のそれぞれの課に提出する。

県 健康福祉部介護保険課介護基盤整備班  
健康福祉部障害福祉課障害政策班

Q11. X・Y職員を配置し、A・B利用者に対し、口腔内・鼻腔内吸引を行うとして、事業者登録を受けた。

新たにZ職員を配置し、C利用者に対して胃ろうを行うこととなった。  
どのような手続きが必要か。  
業務方法書も変更する場合はどうか。

A11. 実施する特定行為が追加となるので、登録更新申請書（様式3-1）の提出が必要である。

業務方法書を変更する場合は、併せて変更登録届出書（様式3-2）の提出も必要となる。

Q12. X・Y職員を配置し、A・B利用者に対し、口腔内・鼻腔内吸引を行うとして、事業者登録を受けた。

新たにZ職員を配置し、C利用者に対して口腔内吸引を行うこととなった。  
どのような手続きが必要か。

A12. 実施する特定行為が追加しないので、変更登録届出書（様式3-2）を提出することとなる。